

平成25年10月29日開会

平成25年第5回鳥取県西部広域  
行政管理組合議会定例会会議録

鳥取県西部広域行政管理組合議会



# 平成 25 年 第 5 回 鳥 取 県 西 部 広 域 行 政 管 理 組 合 議 会 定 例 会 会 議 録

~~~~~

## 議 事 日 程

平成 25 年 10 月 29 日 午後 2 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 16 号 鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 平成 25 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算（補正第 3 回）
- 議案第 18 号 平成 24 年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について
- 第 4 組合事務一般に対する質問
- 第 5 議案第 16 号～議案第 18 号（質疑・委員会付託・採決）

~~~~~

## 本日の会議に付した事件

議事日程第 1～第 5

~~~~~

## 出席議員（15 人）

- |     |         |     |           |     |         |
|-----|---------|-----|-----------|-----|---------|
| 1 番 | 野 坂 道 明 | 2 番 | 渡 辺 穰 爾   | 4 番 | 笠 谷 悦 子 |
| 5 番 | 石 橋 佳 枝 | 6 番 | 伊 藤 ひ ろ え | 7 番 | 遠 藤 通   |

8番 松下 克      9番 岡空 研二      10番 橋井 満義  
11番 野口 俊明      12番 青砥 日出夫      13番 細田 栄  
14番 村上 正広      15番 佐々木 秀明      16番 川上 富夫

~~~~~

欠席議員（ 1人）

3番 松井 義夫

~~~~~

説明のため出席した者

|                  |       |       |              |        |       |
|------------------|-------|-------|--------------|--------|-------|
| 管理者              | 米子市長  | 野坂 康夫 | 副管理者         | 境港市長   | 中村 勝治 |
| 副管理者             | 日吉津村長 | 石 操   | 〃            | 大山町長   | 森田 増範 |
| 〃                | 南部町長  | 坂本 昭文 | 〃            | 日南町長   | 増原 聡  |
| 〃                | 江府町長  | 竹内 敏朗 | 〃            | 米子市副市長 | 角 博明  |
| 教育長              |       | 北尾 慶治 |              |        |       |
| 事務局長             |       | 足立 信二 | 消防局長         |        | 武本 和之 |
| 事務局総務課長          |       | 神庭 千秋 | 消防局次長兼総務課長   |        | 亀尾 崇  |
| 事務局次長兼施設課長       | 高浜 健  |       | 事務局次長兼環境資源課長 |        | 安藤 諭  |
| 消防局予防課長          |       | 船越 眞  | 消防局警防課長      |        | 木山 文也 |
| 事務局総務課長補佐兼入札財政係長 |       | 足立 秀憲 |              |        |       |

~~~~~

事務局の職員

~~~~~

午後 2 時 23 分 開会

○副議長（松下 克） これより、平成 25 年第 5 回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

~~~~~

### 諸 般 の 報 告

○副議長（松下 克） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

松井議長から、都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

次に、地方自治法第 292 条において準用する同法第 121 条の規定により、本日の会議に説明のため、出席を求めた者の職氏名は、お手元の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から報告がありました例月出納検査の結果につきましては、お手元にその写しを配布しておりますので、ご了承願います。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております日程書のとおり行いたいと思います。

次に、議会閉会中に、組合議会委員会条例第 5 条第 2 項の規定により、議会運営委員及び各常任委員の選任を行いましたので、ご報告いたします。

まず、議会運営委員につきましては、4 番、笠谷議員、7 番、遠藤議員、9 番、岡空議員、10 番、橋井議員、15 番、佐々木議員、以上 5 名の議員を指名し、選任いたしました。

次に、総務消防教育常任委員につきましては、2 番、渡辺議員、4 番、笠谷議員、7 番、遠藤議員、8 番、松下克、10 番、橋井議員、11 番、野口議員、12 番、青砥議員、14 番、村上議員、以上 8 名の議員を指名し、選任いたしました。

次に、民生環境常任委員につきましては、1 番、野坂議員、3 番、松井義夫、5 番、石橋議員、6 番、伊藤議員、9 番、岡空議員、13 番、細田議員、15 番、佐々木議員、16 番、川上議員、以上 8 名の議員を指名し、選任いたしました。

また、本日、議会開会前に開催されました議会運営委員会におきまして、正副委員長の互選が行われました結果、委員長に遠藤議員、副委員長に橋井議員が決定した旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

~~~~~

## 第1 会議録署名議員の指名

○副議長（松下 克） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第54条の規定により、4番、笠谷議員及び12番、青砥議員を指名いたします。

~~~~~

## 第2 会期の決定

○副議長（松下 克） 次に日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（松下 克） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

~~~~~

## 第3 議案第16号～議案第18号

○副議長（松下 克） 次に、日程第3、議案第16号から議案第18号までの3件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（野坂康夫） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫）（登壇） ただ今、一括ご上程をいただきました議案第16号から議案第18号について、ご説明を申し上げます。

まず、議案第16号は、鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部改正について、お願いするものでございまして、本組合におきましては、消防職員の定年による大量退職に伴い、平成22年度から平成31年度までの10年間を計画期間とする消防吏員平準化採用計画を策定し、実施しているところであり、現在、計画期間の前期分に相当いたします平成22年度から平成26年度までの5年間について、消防職員の定数の特例を定め、消防力の維持、継続を図っているところですが、このたびは、この計画期間の後期分に相当

いたします平成27年度から平成31年度までの5年間につきましても、引き続き、消防力の維持、継続を目的とし、消防職員の定数の特例を定めようとするものでございます。

次に、議案第17号は、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算の第3回補正について、お願いするものでございまして、今回の補正は、本組合リサイクルプラザの基幹改良工事に伴います搬入停止期間中において、米子市、日吉津村及び大山町から搬入されます不燃ごみについて、本組合において仮置きが必要となりますことから、これら経費を新規計上し、歳入につきましては、市町村負担金及びこれら3市町村からの衛生費特別負担金により、同額を計上したものでございます。

その結果、今回の補正予算におきましては、歳入歳出それぞれ、334万8,000円を増額し、補正後の予算額を66億2,154万8,000円といたしております。

次に、議案第18号は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について、ご承認をお願いするものでございまして、去る8月19日に、村山、渡辺両監査委員の審査をいただきましたので、その意見書を付し、認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、決算書及び決算説明書をご参照いただき、説明は省略させていただきますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上、各議案につきまして、ご説明を申し上げましたが、よろしくご審議をいただき、ご賛同及びご認定を賜りますよう、お願いを申し上げます。

~~~~~

#### 第4 組合事務一般に対する質問

○副議長（松下 克） それでは、日程第4、組合事務一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 議長。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 米子市議会の石橋佳枝です。私は、本日、大要2点について、質問いたします。

まず最初に、ごみ処理の現状と課題について、質問いたします。

ごみ問題は、日本中でごみ紛争を巻き起こしている大きな環境問題です。米子でも今、淀江町小波に建設計画がある産業廃棄物処分場に反対して、住民が環境を守ろうと必死の運動をされています。産廃処分場は、これまで県内4か所で反対され、県は計画を撤回しました。反対は、住民のエゴではありません。子や孫の、その先の子孫の環境、健康、命を守りたいという当たり前の願いです。産廃のみならず、ごみ処理施設は、どこでも環境を汚し、健康被害を呼び起こす厄介な存在です。この問題を解決するには、今の大量生産、大量消費、大

量廃棄型社会から抜け出す以外に道はありません。ごみとなるものを作る、燃やす、埋め立てる、これを繰り返せば、日本はいつしかごみ列島になります。環境が悪化し、生態系を壊し、温暖化を進めます。いつかは、ごみになるものを作らない、燃やさない、埋め立てないへ転換しなければならない。いつかとは、いつか。先に延ばしておける話ではありません。決断を迫られている、そういう所へ来ていると考えますが、この点についての認識を伺います。

○**管理者**（野坂康夫） 議長。

○**副議長**（松下 克） 野坂管理者。

○**管理者**（野坂康夫） 廃棄物の排出及び処理におきましては、廃棄物及びリサイクルに関連する法令の趣旨にのっとり、廃棄物の適正な処理に努める所存でございます。

○**5番**（石橋佳枝） 議長。

○**副議長**（松下 克） 石橋議員。

○**5番**（石橋佳枝） 廃棄物の適正な処理と言われる内容は何ですか。

○**事務局長**（足立信二） はい。

○**副議長**（松下 克） 足立事務局長。

○**事務局長**（足立信二） 循環型社会形成推進基本法におきまして、基本原則として、再使用、再生利用、熱回収を行い、循環的利用が行われないものについては、適正に処分することが必要としております。以上です。

○**5番**（石橋佳枝） 議長。

○**副議長**（松下 克） 続けてどうぞ。

○**5番**（石橋佳枝） 国は、2000年に循環型社会形成推進法、3Rを基本にすえとした基本法を制定し、従来の大量生産、大量消費、大量廃棄による浪費型社会の転換を目指しています。そして、今年3月には、第3次循環型社会形成推進計画において、2Rを優先するという基本方針を出しました。この方針を遂行すると、自ずからごみになるものは作らない、発生抑制、燃やさない、埋め立てない、燃やして埋め立てるのではなく、分別収集して、徹底したリユース、リサイクルとなるはずで、燃やさない、発生抑制する、燃やして埋め立てない、再利用、再利用を進めるということですから、法にのっとり適正な処理をするという時、基本的に私の申し上げている、作らない、燃やさない、埋め立てない、この方向と一致していると考えますが、そう確認して良いのでしょうか。

○**事務局長**（足立信二） はい。

○**副議長**（松下 克） 足立事務局長。

○**事務局長**（足立信二） 循環型社会の形成には、廃棄物の適正な処理だけではなく、その前段として、住民、事業者が、排出抑制、再使用など2Rの取り組みを行うことが重要との考え方は同様であると考えております。なお、循環的利用のできない廃棄物につきましては、適正な処分が必要と考えております。

○**5番**（石橋佳枝） はい。



○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○5番（石橋佳枝） ごみ処理の広域化について、次、お伺いしますが、現在、西部広域で行っている一般ごみの焼却について、燃やさない処理への方向転換を求めて質問します。

44年度に向けて、新しい可燃ごみ処理施設を備えた最終広域処理施設の建設計画があります。この計画の前提は、燃やす処理です。しかし、ごみは燃やしても、減量化しても、消えて無くなる訳ではありません。物質不滅の法則ですから、原料が気化して大気中へCO<sub>2</sub>や有害な物質を放出、拡散します。特に、プラスチック類など化学物質から出るダイオキシンやDDT、PCBなどの環境ホルモンの問題が重大です。ダイオキシンが有害なことは、私が言うまでもなく、よくご存知だと思いますが、特に生殖ホルモンを攪乱するということが言われています。また、遺伝子を損傷し、催奇形性、奇形児が生まれるということが言われています。個人の健康被害にとどまらず、人類の未来を閉ざすこととなります。ダイオキシンは、その9割がごみ焼却場から発生していますが、2001年の数字では、地球上、約4,000の焼却施設のうち約1,800は狭い日本列島にあります。有害ガスは大気中にとどまり、消えることなく増え続けます。焼くことはやめなければならないと考えます。先延ばしにせず、燃やさない政策へ転換する方向での検討を始めるべきだと思います。44年度までに建設予定の新しい大型の焼却施設を造らないという方向で協議、検討すべきと考えますが、所見を伺います。

○管理者（野坂康夫） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂管理者。

○管理者（野坂康夫） 次期可燃ごみ処理施設についてでございますが、西部圏域の集約化施設としての計画となっております。施設整備におきましては、一層のごみの減量化及び資源化を図りつつ、今後の廃棄物処理に係ります国の指針及び技術的動向を注視しながら、環境負荷の少ない、循環型社会の形成に配慮した施設整備が必要であると考えております。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 環境負荷の少ない、循環型社会の形成に配慮した施設整備という時に、大型焼却炉によって圏域内のごみを1か所に集めて焼くということは、それに逆行しませんか。大型焼却炉を建設したその地域の住民の環境悪化もまた大きくなります。ごみは区内処理が原則で、環境や健康の被害も極力抑えて分散すべきと考えます。広域で収集、焼却ではなく、各自治体でそれぞれの事情に応じてすべきではありませんか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 先ほど管理者の方から答弁がありましたとおり、国の指針や技術的動向を注視しながら、検討する必要があると考えております。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 大型炉の建設、運転には莫大な費用がかかります。今のクリーンセンター規模であれば、270トンですから、これには建設に200から300億円がかかります。ランニングコストも高くなります。これは、西部広域の各自治体にとっても大きな負担となります。コストの面でも各自治体ごとで処理する方が良いのではありませんか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 集約化施設を整備する場合につきましては、整備内容、費用、負担のあり方などを十分審議し、複数の施設を整備するより、スケールメリットを十分生かした、構成市町村の負担を少しでも抑えることができる施設整備を行いたいと思っております。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 先ほども国の方針に従ったという言葉がありましたが、今、安倍政権は、公共事業、大型公共事業をまた盛り返そうとしています。国策として交付金を誘導策、広域処理が効率熱回収処理というのを進めようとしている訳です。しかし、それよりは、住民の命や健康、環境の方が大切ではないでしょうか。先に延ばして、環境が汚れるままにしておくという内は、引き返すべきだと思いますが、この辺は、やはり国の方針を待つおつもりですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 再度申し上げますが、国の指針を注視しながらやっていきたいと思っております。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 国の方針を待つということは、どこでもよく言われますけれども、住民のためには、国にものを言っていくというのが、自治体の、広域を管理している長である方々の責任だと思います。その点、よく検討していただきたいと思っております。

大型焼却炉は、24時間運転には多量のごみが確保されなければなりません。米子も一旦分別していた廃プラスチックを燃やしております。大型炉の運転をする限り、ごみの減量化は頭打ちとなり進みません。大型焼却炉の建設はやはり見直すべきだと考えますが、その点はいかがですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 議員さんのおっしゃるとおり24時間運転を行うためには、適正運転に見合った量のごみが必要となります。可燃ごみの処理施設の整備におきましては、過大な施設とならないよう適切な施設規模を見込むことが重要であると考えております。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 次に、最終処分場について伺います。

次期一般ごみ最終処分場について、計画の見直しを求めます。最終処分場のある地域では、臭いや粉塵に悩まされており、小児ぜんそくなどの発生も多くなると言われています。埋め立てたごみは隠れますが、焼却灰などに含まれたダイオキシンなどの有害物質はなくなり、空気や土、水を汚します。自然ごみは堆肥化で自然に戻し、それ以外は再利用する。燃やして埋めるごみは減らしていく、この転換が求められます。ごみ減量化に本腰を入れて取り組み、ごみゼロへの転換で、今ある第2処分場の延命化を図り、次期最終処分場は、当面つくりたい、その検討を始めることを求めます。ご答弁下さい。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） ごみの減量化、ごみのゼロに向けた取り組みは必要と認識しておりますが、現時点では、資源化等の適正な処理を行ってもなお生じます循環的利用のできない廃棄物につきましては、最終処分場において処理せざるを得ないと考えております。現在の埋め立て処理におきましても、スラグ化による減容化及びスラグの売却を行うことによりまして、埋立量を減量し、最終処分場の延命化を図っているところでございます。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 例えば、生ごみの資源化、堆肥化なども決して本腰を入れた取り組みにはなっていないと思います。そこで、やっぱりごみゼロへ本腰を入れて取り組むというのがどうしても必要で、それがなければ、ごみの減量は、やっぱり頭打ちです。そのことを申し上げまして、ごみの減量化のためには、出たごみを処理するか、どう処理するかでは、解決しません。問題解決の根本は、いかにごみを出さないかということは、皆さん良くご存知だと思います。そのために、拡大生産者責任を制度化することが、やはり必要です。ごみが引き起こす環境や命、資源問題は、人類、生物の生存や未来に関わる危険な問題です。減量化へ本腰入れた取り組みをして、生ごみの堆肥化など燃やさない処置、2Rの推進、住民の協力を得て推進しながら、国には拡大生産者責任を明確な制度にせよと言っていくべきと考えますが、所見を伺います。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） ごみの減量化につきましては、構成市町村がそれぞれにおいて取り組みを行われていると認識しております。拡大生産者責任につきましては、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法などのリサイクル関係法令において規定されているようでございまして、製造業者等による引き取り、再商品化等の義務付けがなされ、既に制度化が進んでいる状況でございます。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○5番（石橋佳枝） 取り組みが進んでいると言われましたが、決して、その拡大生産者責任、つぐらな、元からつぐらな、つぐったものは最終的に処分するところまで責任を持つ、それが全面的に行われているというふうには認識できません。企業の責任ということでは日本はとても甘いと思います。そこを正さなければ、ごみは減量できないということで、国にしっかりものを言っていくべきだというふうに、もう一度申し上げます。

最後に、産廃処分場について言います。県の事業であり、西部広域が直接関わる問題ではありませんが、西部地域全域の環境に関わる問題、この地域の水源である大山の水質にとって見逃せない問題だと思います。産廃は、もともと事業者の責任で処理すると法で定められています。県が多額の70億を超える税金を投入し、産廃処分場をつくることには、西部地区住民として、自治体の長として反対の意思を示されたい、これは要望として申し述べます。

二つ目の質問に移ります。

西部広域の病院、高齢者施設の防火対策について伺います。今年10月11日の深夜2時過ぎに、福岡市で整形外科病院が、医院が全焼するということが起きました。入院患者の高齢者と前の院長夫妻、70代から20代の男女が合わせて10人亡くなられるという痛ましい事件でした。10人の死因は一酸化炭素中毒の可能性が高い、このように言われています。7つあった防火扉がすべて閉まらなかったことが惨事を招いたのではないかとされています。自力で脱出できた方は助かったのですが、2階、3階の高齢者は、助けられなかったということです。

そこで、西部広域の病院、高齢者施設などの防火対策についてお伺いいたします。

○消防局長（武本和之） はい。

○副議長（松下 克） 武本消防局長。

○消防局長（武本和之） 介護が必要な高齢者等の施設につきましては、長崎県のグループホームの火災を受けて消防法が改正され、スプリンクラー設備等の設置基準の強化が図られました。当消防局管内では、該当するすべての施設にスプリンクラー設備が設置されており、その他の消防用設備を含めて消防法令に適合した設置状況となっております。また、今月11日未明に発生しました福岡市博多区の病院火災により、多数の人的な被害が発生しました。当消防局では緊急の立入検査を行った結果、管内の病院につきましても、スプリンクラー設備の設置違反などの重大な違反は生じていませんでした。

次に、この火災で問題となりました防火扉、非常階段につきましては、消防法ではなく建築基準法で定められた設備で、建築行政庁が所管しているものでございます。しかしながら、当該設備は、火災の際に避難及び延焼拡大防止に重要な役割を持っている設備であることから、当消防局といたしましては、住民の安心、安全の観点から、立入検査等の機会をとらえて、当該設備の管理の状況を確認し、指導等を行っているところでございます。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番(石橋佳枝) いただいている資料によりますと、病院の方に設備違反が10件あり、全て自動火災報知機設備の違反ですが、この設備は、特別大変な経費とか、改築とかが要らないように思いますが、なぜ違反があるのでしょうか。また、これに対し、どういうふうにご指導されているのかお伺いいたします。

○消防局長(武本和之) はい。

○副議長(松下 克) 武本消防局長。

○消防局長(武本和之) この度の立ち入り検査で判明しました違反については、軽微なもので、球切れ等々の軽微な違反でございまして、その時に是正したものでございます。

○5番(石橋佳枝) はい。

○副議長(松下 克) 続けてどうぞ。

○5番(石橋佳枝) 定期点検は行われているのですが、実際、作動させてみてなど、有効な点検となっているのでしょうか。

○消防局長(武本和之) はい。

○副議長(松下 克) 武本消防局長。

○消防局長(武本和之) 各設備の点検についてでございますが、消防法により設置した消防用設備等は、点検した結果を消防署長へ報告する義務が定められております。その点検報告書により機能の状況を確認することができますが、防火扉、避難階段などについては、建築基準法に基準が定められていますことから、消防署長への点検報告義務がないため、その作動状況についてすべてを確認することができない現状であります。

しかしながら、防火扉及び避難階段は、人命危険に大きく影響し、避難上の安全確保には必要不可欠でありますので、施設への立入検査時及び消防訓練指導等に合わせ、防火扉、階段、及び避難口付近の物品等の管理及び手動による防火扉の閉鎖状況の確認など、避難上の障害状況の確認を行っております。

万一不備を確認した場合には、直ちに是正指導を行うと共に、その構造等に重大な違反が生じている場合には、建築行政庁へも通報をおこなっているところでございます。

○5番(石橋佳枝) はい。

○副議長(松下 克) 石橋議員。

○5番(石橋佳枝) 夜間の火災の時の避難の体制について、当直、夜勤の体制は、十分とは言えないではないか、45人の病棟に看護師が2人夜勤だとか、1ユニットに9人のグループホームに介護士1人が夜勤というのが通常の体制だと思いますが、その点はどうか。

○消防局長(武本和之) はい。

○副議長(松下 克) 武本消防局長。

○消防局長(武本和之) 夜間の火災等の災害時における避難体制についてでございますが、消防法では一定の防火対象物に防火管理者を定め、消防計画を作成して消防署長へ届出することを義務付けており、その計画に基づいて1年に2回以上消火、通報及び避難訓練を

実施することが義務付けられております。

夜間の避難誘導體制に係る人員の数については、消防法では規定されていませんが、消防訓練はその施設の状況に合わせた訓練が必要であり、消防訓練の指導時に合わせ、通報、初期消火、避難誘導といった状況について確認し、適宜指導を行っているところでございます。なお、訓練指導時には、実態に即して夜間を想定した訓練を行うよう指導を行っているところでございます。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 石橋議員。

○5番（石橋佳枝） 福岡の病院の新聞記事でも厚生労働省の担当者は、訓練しても火災の体制が取れなければ意味がないと話しているというふうに報じられています。病院とか介護施設の人員配置は、厚生労働省が責任をもって行うべき立場だと思いますし、夜間の人員が極端に少ないということを知りながら、基準を改めることもないままで、このように病院の責任であるかのように言うのは、本当に無責任なことだというふうに思います。消防局としては、防火扉などの設置は、建設基準で建設省、人的配置については、厚生省と、直接的には責任を負えない立場であるというふうには存じますが、この火災事件に際して、消防庁も全国都道府県や政令市に対し、防火安全上の不備や夜間の避難誘導や通報が確実にできる体制の確保などを、対策の強化を、徹底を要請をしている、各自治体に要請しているというふうに新聞にも書かれていました。消防、防災の専門家の立場からこれらの危険な状況が、解決、改善されるよう対策の推進をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○消防局長（武本和之） はい。

○副議長（松下 克） 武本消防局長。

○消防局長（武本和之） 議員ご指摘のように、この問題は、様々な行政機関が加わります。そのために、今まで以上に、建築行政部局、また、福祉保健部局と連携を取りながら、この強化に努めていきたいと思っております。

○5番（石橋佳枝） はい。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○5番（石橋佳枝） はい、よろしくお願ひしたいと思います。以上で質問を終わります。

○副議長（松下 克） 次に、野坂議員。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 2点について、お尋ねいたします。

初めに、消防吏員の平準化採用計画についてであります。さきほど橋井議員の方から、高卒のご提言の話がありましたが、私も同感でありまして、加えて地元の採用枠みたいなものがなんとかできないのかなと願うものであります。まず、確認の意味も含めてお尋ねします。

現在高卒の区分を設けられております。実施状況と目的について、お尋ねいたします。

○**消防局長**（武本和之） はい。

○**副議長**（松下 克） 武本消防局長。

○**消防局長**（武本和之） 平成22年度から平成31年度の10年間について、消防吏員平準化採用計画に基づき、採用数の平準化をさせていただいているところであります。この中で、採用する職員の年齢構成の分散化を目的に、より効果的な年齢構成の平準化を図るよう、高校枠を創設いたしました。高校の新卒者を確実に確保することで、組織の年齢構成の平準化により、スムーズな世代交代、健全な組織の新陳代謝が図れますほか、10代の年齢から消防の知識技術を習得させることにより、10年後には、若い年齢でも経験を積んだ現場指揮を執れる立場に成長できる人材を育成できると期待しているところでございます。

これまでの高校枠の採用実績は、各年度の採用総数の4分の1から5分の1として、3名から5名採用しているところでございます。なお、この枠を多く過ぎますと、逆に年齢構成の集中につながりますことから、一定割合でバランスを取っているものでございます。

○**1番**（野坂道明） 議長。

○**副議長**（松下 克） 続けてどうぞ。

○**1番**（野坂道明） 男女の採用についてですね、性別は問われていません。体力試験の評価はどのようにされているのか、また、後の配置等についてですね、男女比の適正みたいなものについては、どのようにお考えかをお伺いします。

○**消防局長**（武本和之） はい。

○**副議長**（松下 克） 武本消防局長。

○**消防局長**（武本和之） 運動能力の性差につきましては、一般論といたしまして、生物学的な観点から見ましても男性の方が優位であることは、御承知のとおりであります。従って、全く同一の基準で試験を行いますと、どうしても男性ばかりを採用することとなります。現在、体力試験につきましては、文部科学省の新体力テスト及び日本体育協会の運動適性テストの中から、消防職員に必要な体力を測定するための6種目を選定し、実施しております。両テストの実施要領には、種目ごとに男女別の点数表があり、上体起こしの場合、それぞれ10点満点ですが、20回行いますと、男性が5点、女性は8点という点数の基準になっているなど、性差による運動能力のハンディに応じた配点になっております。この基準を取り入れることで、男女の性差を幾分かでも解消しているところでございます。

現在、女性職員は、米子消防署に1名配置しておりますが、救急現場において傷病者を担架搬送する場面などで、女性として人一倍の力が必要な場面も多くあります。このような時には、男性職員と補い合いながら、活動をしているところでございます。女性の特性を大いに生かせる救急業務を始め、運動能力が特別優位でなくとも務まる予防業務や指令業務など、女性の特性や知力体力のバランスを考慮した適正配置を考えております。

男女の比率につきましては、比率等の数値目標は設定せず、消防職員としての職務能力に応じた採用が必要と考えております。男女共同参画の観点からも、男女の性別を問わず、知力体力のバランスのとれた人材の採用を図りながら、適正配置に努めて参りたいと考えてお

ります。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 数値的なものは想定していないというご答弁でしたけど、体力試験では、性差に応じた配点をされております。そうしますと、現在1名おられるということは、これは結果論としまして、理論上、男女比はコントロールできなくなります。これらの問題について、まあ、枠配分と言いますか、適正数と言いますか、高卒枠のような考え方ですね、こういったようなものは、必要だとはお考えではありませんか。

○消防局長（武本和之） はい。

○副議長（松下 克） 武本消防局長。

○消防局長（武本和之） 女性の配置につきましては、救急業務を始め、予防業務、指令業務への配置を、先ほど言いましたように想定していますが、あくまでも競争試験に合格した人について、特性を生かした業務配置を検討するものとし、数値的なものは、先ほども言いましたように想定しておりません。今後も、男女の性別を問わず、知力体力のバランスのとれた人材の採用を図りながら、適正配置に努めて参りたいと考えておりますが、ご指摘のとおり、男女比率の数値設定は、いたしておりませんが、消防は、住民の生命、身体、財産を守り、安心、安全な暮らしを守ることが使命であることは、ご承知のとおりであります。これらの使命を果たすために、消防のトータル的な力といたしまして、必要な知力、体力を維持確保していくのは言うまでもありません。当然、性差に応じた配点をして、仮に、女性職員が大量に増えたとしますと、男性全体の運動能力の平均と女性のそれとでは、運動能力の差が出て参ります。女性の割合が増えるほど、トータル的な運動能力は、現実として低下することとなります。そうなりますと、体力試験における男女の性差を設けない方法としなければ、理論上、矛盾することとなります。しかしながら、現状といたしましては、ようやく1名の女性消防士が採用できたところでございますので、当面の間は、現在の採用方法によることで、消防での女性の進出を期待しながら、適性による女性の職域拡大に務め、より良い住民サービスの提供に努めて参りたいと考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） あくまで理論上の話ですけど、女性の職場進出というのは当然のこととしまして、男女共同参画うんぬんとおっしゃってますけど、極めて特殊な職場であります。直接、人命に関わる特殊な現場でそれ相応の体力が求められる。こういう特殊性を考えた場合ですね、組織の総合力という観点から、適正配置ということをおっしゃるのであれば、その辺も日頃からですね、何らかの検討はされるべきだろうと考えております。

続きまして、一次、二次試験の科目について、一定の基準とありますけど、具体的にはどのような基準なのかお尋ねします、また、近年の合格者の傾向とですね、課題、これらも併せてお尋ねします。



○**消防局長**（武本和之） はい。

○**副議長**（松下 克） 武本消防局長。

○**消防局長**（武本和之） 消防吏員の採用試験について具体的に申し上げますと、まず、第一次試験におきまして、公務員としての一般的知識について判定を行うため、高卒程度の教養試験を行っております。

さらに、消防吏員の職務特性といたしまして、災害現場活動に対応できる強靱な体力が必要でありますことから、体力試験を同時に実施しております。体力試験は、先ほど述べましたように、文部科学省の新体力テスト及び日本体育協会の運動適性テストの実施要領に基づき、これらの実施要領の中から、災害現場活動に特に必要と考えられる6種目について選定し、試験を行っているところでございます。

第一次試験におきましては、公務員として必要な教養の程度はもちろんです、消防吏員として必要な体力を兼ね備えていることが条件となりますので、一方の能力だけが優れ、一方の能力が極端に劣る場合、消防吏員の適性に適合しないという理由から、教養、体力とも、それぞれ全受験者の概ね平均点を基準点として、一定の能力を確保し、仮に、合計得点が高くとも、一方が基準に達していない場合は、合格としないことといたしております。

次に、この第一次試験合格者に対しまして、第二次試験を実施いたしますが、消防吏員は激烈で悲惨な場面に直面することが多く、どのような場面でも、安全で指揮統制のとれた部隊行動をするためのリーダーシップや協調性、また、冷静、的確で迅速な判断力が必要であることから、面接試験を実施しております。面接試験は、災害現場において必要な行動力、精神力、協調性などの人物評価を重要視する観点から、他の試験項目に比べ、配点を大きくとっているところでございます。また、消防活動や予防業務など、法令に基づき住民の権利に規制をかけるなどの規制事務も行いますので、文章構成力、表現力、論理的思考力を持ち合わせている必要があり、作文試験において、これらの能力を判定し、適性をみているところでございます。

続きまして、課題でございますが、職員を採用し、消防学校に入校させますが、消防活動に対応した運動能力に個人差が大きくなる傾向が見られますことから、本年度の体力試験から持久力をより重視した種目に変更したところでございます。

このように、適宜、課題解決を行いながら、消防力の維持、確保に努めて参りたいと思います。

○**1番**（野坂道明） 議長。

○**副議長**（松下 克） 野坂議員。

○**1番**（野坂道明） 基準点の考え方がご答弁ありました。受験者の平均点を取るということでありまして、これは、そうだろうと思いますが、こうなってきますと、年度ごとのばらつきとか、傾向的なことというのが問題が出てくると思います。近年、子供の体力低下が、いろんな場面で指摘されておりました、今後、この傾向は顕著になると言われておりますが、この点について、消防力という観点からどのようにお考えでしょうか。

○消防局長（武本和之） はい。

○副議長（松下 克） 武本消防局長。

○消防局長（武本和之） 消防吏員に採用となるためには、相当の体力が必要であることは、社会的に広く認知されているものと考えられ、近年の受験者は、消防の採用試験を受けるためにトレーニングなどもしっかりやってくるようでございまして、それ相応の受験者が集まってきております。

このことから、社会全体の体力の低下が懸念される中、消防の受験者については、体力の低下についての影響は少ないものと感じております。消防吏員に必要な体力の確保については、今後も状況を見ながら対応して参りたいと考えています。以上です。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） わかりました。

続きまして、消防力の維持、確保について、お尋ねいたします。

本組合では、消防吏員平準化採用計画を実施されておりますけど、県内の他団体の取り組みは、どのようになっているのか。また、職員定数の状況も含めてですね、お尋ねします。

○消防局長（武本和之） 議長。

○副議長（松下 克） 武本消防局長。

○消防局長（武本和之） 県内の他消防本部の採用計画は、いずれも消防局も当消防局と同様に、平準化による採用計画により実施されているところでございます。

東部消防局においては、平成20年度より条例定数を改正し、最大数を平成27年度の319人というように、当消防局と同様な計画により実施され、15か年の平準化採用計画とされているようでございます。

中部消防局においては、平成20年度に条例定数をこれまでの142人から152人とし、152人を最大数として各年度の退職者数の状況に鑑みて、採用数を決めておられるようでございます。

他県の近隣消防本部の状況について、幾つかの消防本部に聞き取り調査を行ったところ、平準化採用計画を採用している消防本部や退職者補充という形態を採用している消防本部と様々であり、各市町村の実情や考え方により対応されている状況でございます。

なお、全国の状況をみてみますと、当消防局と同規模の広域消防本部におきましては、平準化採用方式を採っているところが比較的多いようでございます。また、各消防本部の職員定数につきましては、それぞれ管轄の人口が一定の要素となりますが、必ずしも人口に職員数が比例するものではなく、地理的特性や人口密度など、それぞれの地域の特性を加味し、定めている状況でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 私も平準化計画の方が良いと思います。ですから、それは賛成の立場

で質問させていただいております。

続きまして、ベテラン職員の知識、技術を新規職員に円滑に引き継ぐと書いてありますけど、どの程度の期間を想定されているのか。つまり、引き継ぐという、それについてお願いします。

○**消防局長**（武本和之） はい。

○**副議長**（松下 克） 武本消防局長。

○**消防局長**（武本和之） 消防業務につきましては、基本的に部隊、いわゆるチームで活動いたします。このことから、火災に対する消火、救助、救急対応、予防査察などの予防業務等をひととおり経験し、部隊の隊長となるところを1人前といたしますと、個人個人の適性や個性差などにより、多少の個人差はありますが、独り立ちするのに、概ね10年程度は必要と考えております。

一方、この度の計画により、前期5か年計画の間に採用されました職員につきましては、平成26年度から本格的に大量退職が始まることから、円滑な知識、技術の伝承のために、許された期間が、通常に比べ大変短い状況にありました。この状況を克服するために、全ての現任職員が最大の危機意識を持って臨み、知識、技術の伝承の特別な教育訓練期間として、集中的に取り組んで参りました。その結果、完璧と申せないまでも、通常の域を超えた相応の水準まで達したものと感じております。

○**1番**（野坂道明） 議長。

○**副議長**（松下 克） 続けてどうぞ。

○**1番**（野坂道明） 近年、緊急車両の事故件数が増加しているように感じております。原因と対策について、お尋ねいたします。特に、25年度から30年度にかけてですね、大量退職が発生しますが、この間の対応は、先ほどのご答弁を踏まえてですね、対応はどのようにお考えなのかをお尋ねいたします。

○**消防局長**（武本和之） 議長。

○**副議長**（松下 克） 武本消防局長。

○**消防局長**（武本和之） 現在、当消防局の機関員養成におきましては、平成19年の道路交通法改正に伴い、普通機関員、5トン未満、救急車、広報車関係、限定中型機関員、8トン未満、普通消防ポンプ自動車、タンク車、中型機関員、12トン未満、化学車等、大型機関員、12トン以上、はしご車、救助工作車の4区分に整理し、消防職員の資格指定認定要綱により、消防吏員歴2年以上の職員を消防局での集合教育及び所属での研修、訓練等を実施し、養成いたしております。

ご質問の近年の事故件数の増加でございますが、過去10年に11件の事故が発生しております。近年では、平成22年度、0件、23年度、2件、24年度、1件、そして本年の9月末までが3件発生いたしております。原因についてでございますが、機関員及び同乗隊員の周辺状況の安全確認不足が否めないと思料いたしております。

また、対策についてでございますが、日々、安全を最優先に業務を遂行しておりますが、

交通事故等の発生時には、全職員と情報共有を行い、文書での注意喚起はもとより、各所属において再発防止のため、研修を速やかに実施しております。更に、消防組織内の安全関係者会議や機械装備係長会議を招集し、事故原因について事後検証するとともに、今後の対策等について、職員に周知をいたしております。

最後に、平成25年から30年にかけての大量退職時の対応でございますが、議員の危惧されます事を当消防局も危惧いたしております、消防吏員歴3年で普通機関員として救急車の緊急運転を行います、経験不足は否めず、指導者の更なる充実、強化を図るとともに、機関員養成基準等の見直しを含め、検討する必要があると思料いたしております。

今後も職員一丸となり事故防止に努める所存でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 最後の質問であります。消防はですね、私が言うまでもなく、地域の安心、安全のために存在しております。無駄を省くのは当然でございますけど、財政負担の軽減を基本的な考え方とするべきではないと、このように思っております。もとより、安心、安全にはコストがかかるものでして、いくら削減するということではなくて、いくらかけるかという議論がされるべきだと考えていますが、計画の方には、財政負担の軽減というのも大きな柱で謳っております。この点について、どのようなご見解なのかお尋ねして、最後の質問といたします。

○消防局長（武本和之） はい、議長。

○副議長（松下 克） 武本消防局長。

○消防局長（武本和之） 議員のおっしゃいますとおり、消防は、地域の安心、安全のためにあると考えております。西部圏域住民の期待に応えるべく、日々研鑽、訓練を重ねながら、消防業務に邁進しているところでございます。

また、財政負担のことでありますが、西部圏域の地域状況をはじめ、今後の人口構成や道路事情など、様々な社会的要因を勘案し、関係市町村とも協議を重ねながら、職員数の適正配置なども含め、より適正かつ効率的な体制の構築に向けて、引き続き、検討を重ねていく必要があると考えているところでございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） 最終処分場について、お尋ねいたします。

埋め立て処分状況についてですが、24年度の実績では、熔融スラグ、ダスト固形物、不燃物残渣等7,116トン余りが搬入されております。近年の推移についてお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 最終処分場に埋め立てております熔融スラグ、ダスト固化物、不燃物残渣等の搬入量の近年の推移でございますが、平成22年度から24年度までの順に、

5, 362トン、6, 520トン、7, 116トンでございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） 22年度から24年度の3か年で、1, 754トンですね、増加しております。原因と年度の計画量ですね、これについてお尋ねします。また、本年の状況はどのようなになっているのか、併せてお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 増加の主な要因でございますが、エコスラグセンターからの搬入量が増えたことによるものでございます。具体的には、溶融助剤を使用したことにより、溶融スラグの製造量が増加したことと、また、売却する際に、溶出試験等に合格しなかったものが多かったということで、溶融スラグの搬入量が増えたものでございます。

年度の計画量につきましては、22年度から順に、7, 400トン、7, 600トン、7, 600トンでございます。

本年度の状況につきましては、9月末現在の搬入量は、3, 354トンでございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 3, 354トンということでしたが、その全量がエコスラグセンターであります。このまま推移すればですね、今年度の計画量を上回らないのかと危惧するところですけど、いかがですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 今年度につきましては、リサイクルプラザの基幹改良工事を来年の1月14日から3月14日までの2か月間予定しておりまして、不燃及び不燃粗大ごみの処理を停止することから、エコスラグセンターで処理する不燃残渣の量が大きく減少いたします。従いまして、今年度の計画量7, 600トンを上回ることはないと思っております。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） 続きまして、エコスラグセンターについてお尋ねいたします。

処理対象物の搬入状況ですが、24年度の実績では、不燃物残渣2, 825トンと相対の焼却灰と溶融助剤2, 810トンを溶融処理した結果、2, 709トンの溶融スラグが発生し、その内、530トンの溶融スラグと159トンの溶融メタルを売却したとあります。これも近年の推移と資源化率ですね、この点についてお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） エコスラグセンターにおける処理実績の近年の推移についてでござ

ございます。平成22年度は、不燃物残渣1,828トンと焼却灰2,223トンから溶融スラグを1,749トン製造し、その内、1,148トンの溶融スラグを売却しており、資源化率は66%でございます。平成23年度は、不燃物残渣1,789トンと焼却灰、溶融助剤2,286トンから溶融スラグを1,761トンを製造し、その内、926トンの溶融スラグと63トンの溶融メタルを売却しており、資源化率は56%でございます。平成24年度は、議員さんがおっしゃられたとおりでございます、資源化率は25%でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） ちょっと数字がいっぱい出ますのでわかりにくいと思いますが、資源化率ですね、これが、22年が66%、23年が56%、そして24年度は、25%と極端に低下しております。本年度の状況も含めて、その原因についてお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） ご指摘のとおり24年度に製造された溶融スラグの内、売却した溶融スラグの割合が下がっております。これは、売却する際に行います溶出試験に合格しなかったスラグが多かったためであります。具体的には、スラグに含有する鉛の量が基準値を超えたためであります。考えられる要因の一つとしては、煙道の清掃時に出ます飛灰を再溶融していることから、回数を重ねるうちに含有量が大きくなったものと思われれます。

また、今年度の資源化率につきましては、9月末現在で5%とさらに落ち込んでおります。早急に対応する必要があることから、今年度においては、当該飛灰の処理を専門業者に委託したところでございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 今年度は、ほとんど資源化には回っていないということであります。米子市クリーンセンターではですね、方式は違うにしても、同様に溶融処理をしておりますが、全量が資源化されております。この点、エコスラグセンターと余りにも違う訳ですけども、この点についてどのようにお考えなんでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 米子市クリーンセンター、エコスラグセンターとも溶融炉は2基でございます。交互に運転を行っておりますが、運転の切り替えは、基本的にクリーンセンターが半年、エコスラグセンターが1か月ごとに行っております。溶融炉の停止及び立ち上げの回数が大きく異なっております。この時に、停止及び立ち上げの際に製造される溶融スラグは、試験に合格しないことから、溶融炉の停止、立ち上げの少ないクリーンセンターでは、スラグの資源化率は高く、本組合のエコスラグセンターでは、低くなっております。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） それは、機種の構造的な、構造的って言いますか、特徴によつての違いがあるんですね。今までは、そのような特徴の違いによつて、エコスラグセンターが低い訳ですけど、クリーンセンターと比べた場合は低い訳ですけど、それでもですね、60から70%ぐらいの資源化率っていうのは、あつた訳ですね。それが、極端に落ち込んでいる。先ほど飛灰うんぬんというのもありましたけど、それだけの原因なんですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 今、考えるところでは、それが一番の原因だと考えておきまして、飛灰の処理を外部委託するというこゝで、改善したいと思つております。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） そうしますと、どの程度に改善するんでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 今、外部委託したばかりでございますので、実績については、まだ、つかんでおりません。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 私が聞いているのは、実績ではなくて、どの程度改善するのかということ。見込みを聞いている訳です。

○環境資源課長（安藤 諭） はい。

○副議長（松下 克） 安藤事務局次長。

○環境資源課長（安藤 諭） 環境資源課長の安藤でございます。先ほどのご質問でございますけども、もともと6割程度でございましたので、その6割程度まで復帰できるものというふうに思つております。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 6割程度ですね。はい、わかりました。

続きまして、運転経費について、お尋ねします。27年度末の運転停止を検討しているということですが、削減される運転経費は、いくらになるのかお尋ねします。また、27年度とした理由について、焼却灰の大幅な減少というのを理由として挙げられておりますけど、これ以外の要因はないのか、併せてお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 平成27年度末にエコスラグセンターの運転を停止し、その後の

利活用策として、プラスチック選別処理施設を整備するという案を現在、あり方検討会におきまして検討しておりますが、それに対しますランニングコストの検証は、これからでございます。現時点では、その場合の運転経費については、相当額の削減効果があると考えております。

また、運転停止を27年度末で検討している理由につきましては、一番大きな要因は、ご指摘のとおり、境港市などの焼却残渣の減少でございます。それに伴い、不燃残渣を含めた全体の処理量も大きく減少いたしますので、処理単価の上昇、減容効果の低減などが主な要因でございます。

このようなことから、運転停止の時期としましては、平成27年度末とすることが適当でないかということで、検討を行っているところでございます。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 先ほど私が断定的に言いましたけど、もちろん案ということで質問しておりますので、ご指摘いただきましたけど、私も理解しております。

プラスチック選別処理施設のランニングコスト等、検討中というご答弁でありましたが、これら機械等の選定等はですね、大まかにされてないのかお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） プラスチック選別機の機種につきましては、あり方検討会では、機種のご検討は行っておりません。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） これは、報告書、検討報告書にですね、経費的にも、非常に有利だというようなことが書いてありましたね。ですから、小幅な経費については、お聞きする訳ではありませんけど、大まかな概算について、検討されていると思うんですね。イニシャル含めて。その点は、どうなんですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） あり方検討会の中では、まだ、そこまで細かくは検討はしておりません。相当な効果はあるという検証は、行っております。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） あり方検討会ではね、プラスチック選別処理施設に機能転換することが適当で、検討を進めているというふうにあるんですね。選定理由には、さまざまあります。既存設備を最大限活用、つまり、今のスペースに収まるとかですね。まあ、そういうような平面的な条件であるとか、等々、書かれてある訳ですけど、中身について全く検討がないっ



ていうのは、何をもってこれが最適かっていう意味がわからないんですけど。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） エコスラグセンター、そのものの施設には、前処理設備というのがございまして、それを最大限活用して分別をするというところで、程度の良いというか、純度の高い選別をするに当たっては、選別機を導入せんといけんということでございまして、程度の低いプラスチックについて引き取りがあれば、前処理だけで選別ができるという、そこら辺をいろいろと検討しております。ただ、精度、純度を高めないといろいろと引き受け手がございませぬので、その場合には、プラスチックの選別機というのを別段、その部分に、プラントの中に挿入しなければならないとことがございまして、そこらの判断を、今、やっているところでございます。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） まあ、後半述べられた検討の方が、私は、そっちの方向で検討されているのかなと考える訳ですけど、続きまして、24年度の溶融処理費ですけど、5億2,205万円余りですね。今年度は、5億4,297万円が予算化されております。補正予算もありまして、これは決算額はどのように見込んでおられるんでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 今年度の溶融処理費の決算額についてであります。本年4月に空気予熱器の腐食に伴います突発の補修工事があったことから、当初予算と比較しまして、1,800万円程度増額となる見込みで、事業費ベースで、約5億8,000万円、一般財源ベースで、5億6,000万円程度と見込んでおります。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 続きまして、24年度のし尿処理ですね。これは、合計が、4,564万リットル余りですが、汚泥発生量、これに対しての汚泥発生量は、いくらになるのかをお尋ねします。また、その発生した汚泥の焼却費は、おいくらなのかお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 白浜浄化場及び米子浄化場で発生します脱水汚泥量は、約2,600トンでございます。

この汚泥の焼却処理に要します電気料金並びに燃料費、重油代でございます。約2,260万円でございます。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） なかなか数字が手元にないとわかりづらいと思いますが、これまでの答弁を含め、エコスラグセンターの溶融処理に関わる一連の処理費用を整理いたしますと、まず、汚泥の焼却費が、約ですよ、トン当たり約1万円、次に、溶融処理費が、トン当たりで12万円余り、溶融助剤が、トン当たり約4,000円余り、さらには、その資源化率は、そんだけのをかけて、資源化率は、現在、5%。このようになっております。そうであればですね、し尿汚泥は焼却処理を止めて、現在、米子市等も行ってます、他の自治体も取り組まれてますが、コンポスト、セメント等の資源化に回し、エコスラグセンターは、27年度の廃止と予定されてますけど、26年度から運転停止した方が、これは、どんな計算をしてもですね、構成市町村の経費は、格段に軽減されると考えますけど、この点については、いかがでしょうか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） エコスラグセンターの処理につきましては、処理単価は、今後27年度までは、現状と同程度で推移すると想定しております。また、スラグの資源化率も飛灰処理を専門業者へ委託することで対策を講じているところをごさいますて、可燃ごみ焼却残渣が減少するまでの間、施設の設置目的であります溶融処理による減容化及び処分場の延命化に関しましては、目的が果たせると考えております。先ほど答弁いたしましたとおり、平成27年度末の運転停止を検討しているところでございます。

○1番（野坂道明） はい。

○副議長（松下 克） 続けてどうぞ。

○1番（野坂道明） 27年度末を予定しているのは、先ほど、大きな理由についてはですね、焼却灰が大きく減少するという事を言われておりました。まあ、それが理由であればですね、今現在、こんだけのお金をかけて、要するに焼却処理をして、また、溶融処理をして、そして最終処分場に持ち込むものは、思ったほど減容できない状況にあるのであればですね、早く言えば、単価で表現してますけど、5億8,000万近くのものが年間浮く訳ですね。26年度だけでも。これは、なぜ、そのように前倒しして、検討ができないのか。この点、最終処分にも貢献しませんしね。先ほど言いましたように、私が、できるものは資源化に回したり、等々すればですね、し尿汚泥も一般ごみの焼却灰も資源化できるでしょ。こうなってくると全ての経費が浮いてくる訳ですね。単純に計算しても、そういうふうなことになる訳ですけど、27年度を目途として廃止、停止を検討するのであれば、なぜ、26年度は検討されないのか、この点についてお尋ねします。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 再三の答弁になると思いますが、平成27年度末で、構成団体からの、大きく言えば、境港を含めた焼却残渣が減ることが、27年度からの停止という事で、考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） そうしますとね、是非ね、今の一般ごみの焼却灰はですね、エコスラグセンターに持ち込まれている訳ですから、この扱いはどうするかって問題が出てくるんですね。当然ねえ。し尿の問題もそうですけど。そのいずれも、資源化という道があるので、これは、相手があることですから、当然、交渉、協議が必要です。時間的な問題があるのかもわかりませんが。そういうようなことをやれば、格段に経費がですね、今、言いましたように、何億っていうお金が、費用が軽減できる訳ですね。資源化に対して、処理費が出ますが、これは、桁が違いますよね。そうなってくると、26年度の廃止も、今後の協議の課題として検討されるべきではないかと思うんですけど、この点については、いかがですか。

○事務局長（足立信二） はい。

○副議長（松下 克） 足立事務局長。

○事務局長（足立信二） 単純にコスト的に言えば、議員の言われる軽減にはなるとは思いますが、相手もあることですし、それから切り替えることによって、いろいろと経費もかかってきます。その辺を含めまして、27年度が一番良いのではないかと考えております。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 27年度じゃないとできないという、どういう制約があるのかっていうのが、私が理解できないんで、今の私の手持ちの情報では、そこが理解できない訳ですね。処理費が6億近くも軽減できると。全てね、協議を詰めていかないといけませんけど、これは是非とも考える必要性、検討する必要性はあるんじゃないかと思うんですけど、どうなんですか。局長で答弁できるんですか。

○副管理者米子市副市長（角 博明） 議長。

○副議長（松下 克） 角副管理者。

○副管理者米子市副市長（角 博明） ランニングコストのエコスラグセンターの実績額という5億円以上ということで、これにつきましては、単純にいくら軽減になるかということになりますと、今後プラスチック選別の設備投資をする訳です。そのランニングコストの減少割合というのは、構成団体ごとに大きく違って参ります。そういう部分がありまして、単純にですね、米子市の例で言えば、負担割合が約6割だから6割相当の減額率になるというものではありません。これは、米子市は、クリーンセンターで処理しておると、従前からですね、そういうところでコスト削減率というのは、低くなってくるということがございます。その辺も、今、構成団体ごとの削減額というものを精緻に、今、検証をやっておるところでございます。

それと、エコスラグセンターの検討を26年度も含めてということではありますが、まだまだいろいろと条件整備、環境整備をする必要がありまして、例えば、エコスラグセンターの

機能を変更する訳ですから、国費の返還の取り扱い問題、また、起債の繰り上げ償還の問題等もございます。そういうトータルな、総合的な面でのメリットなり、デメリットなりというのがありますので、単純にですね、早いほど良いという訳にはなかなかならない面もございます。必ず、平成27年度だよということに、決して固執するつもりはございませんが、客観的にみまして、諸々の問題を整理するということになりますと、大口の焼却灰が入ってこなくなる平成27年度末というのが、時期というのはいかかるといふふうに思っております。

○1番（野坂道明） 議長。

○副議長（松下 克） 野坂議員。

○1番（野坂道明） 会計検査の指摘はですね、平成21年だったと思うんですね。まあ、最近にあった訳ではない。繰り上げの償還等も付随したものですから、そんなものはわかりきったことですから、今まで当然検討して、答えを出すべきものですよ。で、26年度を検討に入れられないのかと。今から26年っていったら、26年度末っていったら27年の3月まである訳でしょ。今から1年と数か月、半年近くある訳ですね。で、こういうようなものに対して、莫大な経費が、年間経費がかかるものですよ。で、先ほど来、プラスチック選別機のイニシャルのことについて言及されてますけど、それは全く別の議論ですね。その差がどうなのか、トータルのランニングコストがどうなのかと聞いている訳ではないんで、エコラグセンターを停止すると、つまりはそれだけの金額が浮くということですから、かかるものはかかるものとして、また別の話ですから、是非ともこれは検討の一つの課題に入れていただきたいと要望して質問を終わります。

○副議長（松下 克） 以上で、通告による一般質問は終わりました。

他にないものと認め、一般質問を終結いたします。

~~~~~

## 第5 議案第16号から議案第18号

（質疑・委員会付託・採決）

○副議長（松下 克） 次に、日程第5、議案第16号から議案第18号の3件を一括して議題といたします。

これより、3件に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（松下 克） 別にないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております3件の議案のうち、議案第16号及び議案第17号につきましては、お手元に配布しております付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付

託いたします。

お諮りいたします。

議案第18号につきましては、7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○副議長**(松下 克) ご異議なしと認め、そのように決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、組合議会委員会条例第5条第2項の規定により、1番、野坂議員、4番、笠谷議員、6番、伊藤議員、8番、松下克、12番、青砥議員、13番、細田議員、16番、川上議員、以上7名の議員を指名し、選任いたします。

委員会審査のため暫時休憩いたします。

**休憩 午後3時49分**

**再開 午後4時32分**

**○副議長**(松下 克) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、ご報告いたします。先ほど休憩中に、正副委員長の互選が行われました結果、総務消防教育常任委員長に野口議員、副委員長に笠谷議員が、また、民生環境常任委員長に野坂議員、副委員長に細田議員が、決算審査特別委員長に伊藤議員、副委員長に松下克、それぞれ決定した旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

これより、3件の議案について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、総務消防教育常任委員会の審査報告を求めます。野口委員長。

**○総務消防教育常任委員長**(野口俊明) はい。

**○副議長**(松下 克) 野口議員。

**○総務消防教育常任委員長**(野口俊明)(登壇) 総務消防教育常任委員会委員長報告。総務消防教育常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件につきまして、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第16号、鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

**○副議長**(松下 克) 次に、民生環境常任委員会の審査報告を求めます。野坂委員長。

**○民生環境常任委員長**(野坂道明) 議長。

**○副議長**(松下 克) 野坂議員。

○**民生環境常任委員長**（野坂道明）（登壇） 民生環境常任委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案1件につきまして、先ほど委員会を開き、審査をいたしました結果、議案第17号、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第3回は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で審査報告を終わります。

○**副議長**（松下 克） 次に、決算審査特別委員会の審査報告を求めます。伊藤委員長。

○**決算審査特別委員長**（伊藤ひろえ） はい、議長。

○**副議長**（松下 克） 伊藤議員。

○**決算審査特別委員長**（伊藤ひろえ）（登壇） 決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成25年第5回組合議会定例会におきまして、当委員会に付託されました議案第18号、平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定について、休憩中に委員会を開き、審査いたしました結果、審査に相当の時間を要するため、閉会中の継続審査にすべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

○**副議長**（松下 克） 以上で、委員長の報告は終わりました。

それでは、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別がないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別がないものと認め、討論を終結いたします

これより、議案第16号、鳥取県西部広域行政管理組合職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**副議長**（松下 克） ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成25年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計補正予算補正第3回を採決いたします。本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○副議長**(松下 克) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成24年度鳥取県西部広域行政管理組合一般会計の決算認定についてを議題といたします。

決算審査特別委員長からは、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件については、委員長の申し出のとおりに決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○副議長**(松下 克) ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中の継続審査にすることに決しました。

~~~~~

閉 会

**○副議長**(松下 克) 以上で、本定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。

これをもって、平成25年第5回鳥取県西部広域行政管理組合議会定例会を閉会いたします。

午後4時39分 閉会

地方自治法第292条において準用する同法第123条第2項の規定により署名する。

鳥取県西部広域行政管理組合議会副議長

同 議員

同 議員